航路標識事業評価監視委員会運営要領改正案

（目的）

第１条　本要領は、航路標識事業評価監視委員会規則（平成16年1月23日保交企第277号）第６条の規定に基づき、航路標識事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議方法、その他運営に関し必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営及び審議過程の透明性の確保を図ることを目的とする。

（委員会の開催）

第２条　委員会は、次の場合に開催するものとし、委員長が招集する。

一　再評価及び事後評価の審議対象事業に関する対応方針（案）について審議を行う場合

二　その他、委員長が必要と認める場合

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

（審議）

第３条　委員会は、事業の進捗状況、事業を巡る社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業評価がなされているか審議するものとする。

２　委員会は、交通部が作成した再評価及び事後評価の対応方針（案）について不適切な点又は改善すべき点があると認めたとき又は同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性があると認めたときは、委員長が委員会で審議された意見を取りまとめて交通部長に対してその具申を行うものとする。

（持ち回り審議）

第４条　委員長は、委員の過半数の同意がある場合は、第２条及び第３条の規定に関わらず、委員会の開催に代えて持ち回り審議により、再評価及び事後評価の審議対象事業に関する対応方針（案）について審議し、意見をとりまとめて交通部長に対してその具申を行うことができる。

（審議過程の透明性の確保）

第５条　委員会の会議については、原則として報道機関を通して公開とする。

２　議事概要及び会議に提出した資料については、会議終了後、速やかに海上保安庁ホームページ等により公表するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、個人情報を取り扱う場合等委員長が特段の理由により必要と認めるときは、会議、議事概要又は会議に提出した資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）
第６条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

本要領は、平成16年２月20日から施行する。

附　則

本要領は、平成〇年〇月〇日から施行する。